

道内における救急救命士の状況

調査年月	令和4年8月
調査対象	病院群輪番制に参画している医療機関 及び大学病院
回答数／対象数	89／140
回答率	63.6%

救急救命士を雇用していますか。（R4.4.1現在）

	回答数
1. 雇用している	7
2. 雇用していない	82
合計	89

救急医療の体制構築に係る指針①

第1 救急医療の現状

2 救急医療の提供体制

(2) 病院前救護活動

- ① 市民への救急蘇生法の普及と自動体外式除細動器(AED)の設置
- ② 消防機関による救急搬送と救急救命士及びメディカルコントロール体制
(省略)

救急救命士については、メディカルコントロール体制の整備を条件として、救急救命処置の範囲が拡大され、平成26年4月からは心肺機能停止前の傷病者に対する輸液等が可能となった。また、令和3年10月に改正救急救命士法が施行され、「病院前」から延長して「救急外来※まで」においても、救急救命士が救急救命処置を実施することが可能となった。医療機関で働く救急救命士においても、業務の質を担保する仕組みとして、救急救命士に対する研修と、研修体制等を整備する委員会の設置が義務づけられた。 ※ 救急診療を要する傷病者が医療機関に来院してから入院に移行するまで

傷病者への対応については、救急救命士を含む救急隊員（以下「救急救命士等」という。）の標準的な活動内容を定めたプロトコール（活動基準）が策定され、全国に普及している。これによって、救急救命士等が傷病者に対してより適切に観察、判断、処置を行えるようになり、救急救命士等の資質が向上し、業務が標準化された。

これらプロトコールの作成、薬剤投与等を行う救急救命士への指示・助言及び救急救命士の行った活動の事後検証等を行うメディカルコントロール体制については、各都道府県にメディカルコントロール協議会を設置するなど、全国的に整備されてきた。しかし、地域によっては、プロトコールの策定状況の見直しを定期的に行っていないところもあるなど、その活動実態には地域差があることが指摘されている。医療機関に所属する救急救命士の活動も含めて、地域のメディカルコントロール体制の一層の充実強化が必要である。

(以下省略)

救急医療の体制構築に係る指針②

第2 医療体制の構築に必要な事項

2 各医療機能と連携

(4) 入院を要する救急医療を担う医療機関（第二次救急医療）の機能【入院救急医療】

（省略）

・救急医療提供体制の機能向上のため、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士等、多職種へのタスク・シフト/シェアを含め、地域の実情に応じて、救急外来に携わる多職種の業務分担や効率化を進めること

（省略）

(5) 救命救急医療機関（第三次救急医療）の機能【救命医療】

（省略）

・救急医療提供体制の機能向上のため、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士等、多職種へのタスク・シフト/シェアを含め、地域の実情に応じて、救急外来に携わる多職種の業務分担や効率化を進めること

（省略）

対応に当たってのポイント

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（救急救命士法関係）（令和3年9月1日付け医政発0901第15号厚生労働省医局長通知）にて以下のとおり記載されている。

第3 関係学会が作成するガイドラインについて

救急救命士が勤務する医療機関において、医療機関に所属する救急救命士の資質及び当該救急救命士が行う業務の質の担保を目的とした取組や、院内研修の内容について具体的に検討する際は、当該ガイドラインを参考とすることが望ましい。」とされている。



医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置実施についてのガイドライン （一般社団法人 日本臨床救急医学会・一般社団法人 日本救急医学会）

1-2-1 重度傷病者が到着し入院するまでの間において実施する救急救命処置の範囲

（省略）

医師の具体的な指示を必要とする救急救命処置の内、・気管内チューブによる気道確保の実施・ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施にあたっては、**都道府県 MC 協議会の認定を受けていることが必要。**

また、救急救命処置として追加された行為である・心肺機能停止患者に対する薬剤（エピネフリン）投与・心肺機能停止前の重度傷病者に対する、乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与については、その実施に当たり、追加前の資格取得者に関しては、同様に**都道府県 MC 協議会の認定を受けていることが必要。**

全国における法改正への対応状況

調査年月 令和5年4月
調査対象 都道府県
回答数／対象数 34／47
回答率 72.3%

医療機関に勤務する救急救命士について、特定行為の認定は、どちらで実施していますか。

1	メディカルコントロール（MC）協議会（消防機関に所属する救急救命士と同じ扱い）	6
2	メディカルコントロール（MC）協議会（消防機関に所属する救急救命士とは別の部会を設けている）	1
3	都府県が設置する協議会（メディカルコントロール（MC）協議会以外のもの）	0
4	わからない又は医療機関に勤務する救急救命士のケースは整理されていない	27